

統

一

第一百六十五號

明治三十年二月廿四日 第三種郵便物認可
明治四十一年十月十五日施行 號一總百六十四號

(每月一回)

目 次

本教寺開堂供養の慶讃文

莊嚴道場 諸依三寶

勤行布施

寺院移轉の計畫と其經過

三丹州傳道續報

宗務廳錄事

雜報

本多日生
今成日誓
山村日東
井村日咸

本教寺開堂供養の慶讃文

(本月十五日東京府下舞司ヶ谷の本教寺開堂供養に於ける、管長親
下の慶讃文を得たれば茲に掲ぐ)

慶讃文

高山ノ水ハ幽谷ニ下リ、最頂ノ教ハ劣機ヲ濟フト、誠
ナル哉。謹ンデ我佛教ヲ案スルニ、其ノ教理ノ高キヲ
語ラバ、則チ古今東西ノ哲學ヲ綜括シテ、更ニ秘奥ヲ
開示シ、其ノ施化ノ妙ヲ窺ヘバ、則チ智慧利鎌ヲ攝取
シテ、普ク法益ヲ被ラシム。之ヲ仰ケバ、愈高ク、之
ヲ鑽レバ愈堅シトハ、夫レ之ヲ謂フカ。往昔佛世ニ在
セシ時、智者舍利弗、豪貴跋提迦ノ如キ賢貴モ、佛德
ヲ慕フテ其ノ教ニ伏シ、魯鈍樂特、賤民優婆離ノ如キ
下愚モ、慈化ヲ仰イデ其ノ益ニ潤フ。佛ヲバ知道者、
開道者ト稱シ、大慈父、大悲母ト號クルコト、良ニ所
以アル哉

曾テ大迦葉菩薩、佛陀ヲ讚歎シテ曰ク

『佛ハ世間ニ隨フコト積子ノ如シ、是ノ故ニ大悲牛ト
名クルヲ得、如來ノ功德ハ十方ニ滿テリ、凡下ノ無
智ハ讚スル能ハズ。我レ今慈悲心ヲ讚歎シ上ル、身
口二種ノ業ニ報センガ爲メナリ』ト

又曰ク
「佛ハ一味ノ大慈心ヲ具シ、衆生ヲ慈念シ玉フコト子
想ノ如シ、衆生佛ノ能ク救ヒ玉フヲ知ラズ、故ニ如
來及法僧ヲ躋ル」ト

又曰ク
「我レ今唯一法ヲ以テ讚セン、所謂慈心モテ世間ニ遊
ビ玉フ、如來ツ慈ハ是レ大法聚ナリ、是ノ慈亦能ク
衆生ヲ度シ玉フ」ト

之ヲ三唱スレバ、感極マツテ覺ヘズ稽首ス。爰ニ隨世
間ノ一句ヲ思フテハ、微妙ノ尊容ヲ下シテ、煩累多キ
人中ニ出誕シ、能ク世間ノ苦ヲ救ヒ給ヘル、慈愍ニ感激
シ、茲ニ遊世間ノ三字ヲ拜シテハ、肉身ノ佛陀トシテ
出家成道シ、普ク五天四衆ヲ攝化シ給ヘル、宏化ヲ敬慕
セスンバアラズ

又爲報身口二種業ノ偈文ヲ見ルニ、滅後三千年ノ後ニ
至ルモ、身輪ヲ渴仰スルノ心ハ、佛ノ舍利形像ニ移リ
テ之ヲ安置スルガ爲メニ、輸婆トナリ、伽藍トナリテ
幾多莊麗ノ殿堂ヲ造シ、口輪ヲ敬慕スルノ心ハ、佛ノ
教訓經典ニ移リテ五千七千ノ大藏經ヲ傳ヘ、鬱乎蒼然
トシテ世界最大ノ宗教ヲ形成セリ。蓋シ感化ノ力偉大
ニシテ、順應ノ活作用ヲ有スルニアラザルヨリンバ、

管長 大僧正 日生 稽首稽首

當本教寺ハ、元本染、本立ノ兩寺ナリシヲ、合シテ改稱セル所、改築功成リテ、本日開堂ノ式ヲ舉ク。今中央ニ勸請スル所ハ、佛教ノ經王タル法華經本門常住ノ三寶、護法列位ノ諸天善神ナリ。此ノ本尊ハ、聖祖日蓮大士ノ光顯スル所ニシテ、大士ハ自カラ闇浮第一ノ大本尊ナリト號シ給ヒ、開祖日什大正師ハ之ヲ讚シテ一タビ此ノ像ヲ拜スル輩ハ、三妄執ヲ一時ニ断ジ、三菩提ヲ一念ニ證ス、願極願證ノ秘法ナリト宣シ給ヒヌ然ラバ則チ此ノ處ニ詣テ、祖先ノ追祐ヲ祈ラバ、願ニ妙覺ヲ證シ、息災延命ヲ禱ラバ、福壽忽チニ至ラン、若シ至心ニ信樂セバ、苦ヲ除イテ安穩ノ樂、世間ノ樂混樂ノ樂ヲ獲シコト疑ヒナシ。又當寺ニ於テ宣揚セントスル所ハ、佛教ノ眞實義ニシテ、内ニハ高遠ナル教理ヲ湛ヘ、外ニハ順應ノ活化導ヲ起シテ、二世濟度ノ本分ヲ果サントスルニ在リ。

仰キ願クバ、三寶諸天冥ニ加シ顯ニ應ジテ、所願成就

ナラシメ給ヘ、更ニ請フ、法輪常ニ轉シ、皇國永ヘニ

榮ヘ檀徒ノ祖先速ニ菩提ヲ證シ、子孫長久家門隆昌ナ

ランコトヲ、乃至法界周遍利益

南無妙法蓮華經

莊嚴道場 歸依三寶

今成日 誓

尊ひ精舍は門から光ると云ふ古諺がありますが、其精舍に勸請つてある本尊様が分らんても、其精舍の莊嚴が立派であると、何となく尊敬のこころが起りまして其門に向ふと何となく一種の感に打れて態度が改る様になるのであります、佛法にも信は莊嚴より起ると申してあります。三寶様の安置の具合や、其三寶様を勸請してある本堂杯が微妙であると、信心の心が起きて来ますのは事實であります。然しながら又三寶様や本堂が立派になるのは信心の力であります。自分の心に三寶様の尊き事を感じすれば、自然に立派な本堂等も出来る譯であります。自分の信心が本となり精舍の莊嚴が成立ち、精舍の莊嚴が体となりそうして他人の信心を喚起する用となるのであります。されば精舍が

立派になるといふ事は自行化他の大功德を現すと云ふてよろしいのであります。然しながら又進んで考へますと、精舍の尊き譯はその建物の莊嚴にあるのでなくて、其所に安置しある三寶さまのおん徳にあるのであります、三寶とは佛法僧で左に

本佛 南無久遠實成大恩教主釋迦牟尼佛

本法 南無妙法蓮華經

であります、佛法僧に本の一宇を冠せたるは、種々

の三寶あるも、本眞の三寶は此に限ると云ふ意味を現

はしたのであって、他の三寶は此の三寶の影法師か、

又は有名無實で我等を救ふ力がないのであります。佛

とは真理の極致を説め智慧限りなく大慈大悲の救濟の活動止む時なき教主であります、法とは種々の説明も

あります。が教法と見て宜しいのであります、乃ち佛陀の大慈悲よりして我等を救はんが爲めに與へられたる

等と和合せしむる任務であります。南無とは種々の義理がありますが、今は誕命の一義を御咲しします、自分共の何より大切にする生命を三寶さまに歸せると云ふ意味から南無と云ふのであります。

久遠實成大恩教主釋迦牟尼佛

釋迦佛は淨飯大王を父とし摩耶夫人を母とし、天竺に

降誕遊ばして、難行苦行の德に依り成佛あらせられた様に多くの人は思ふて居りますが、これは漫蔓な考であります。其實を申せば久遠實成と申して、久しく遠い昔から眞實に成佛あらせられたのであります。久遠の昔しと云へば唯古いと云ふ計りで元始あるよう聞えますが、其實無始久遠の佛陀であります。我等を救はんが爲めに人間の形相を以て此世に應現しましたのであります。お互人間の生れることを誕生と申しますが、佛陀のお生れになることを降誕と申します。これ

は不毀の淨土から此の娑婆に降臨誕生のわけから云ふのであります。依てこの釋迦牟尼佛は一切の佛陀等の本源てありますから本佛と申のてありまして、此の佛

陀の境涯はかぎりなき生命と智慧と慈悲と功德と活動と在しまして、常に我等を憫み給ふが故に大恩教主と申のであります。さてこの佛陀が印度に降誕遊して五十年の間廣長舌がありまして、種々様々に説教がわかれて居りますけれども、要之妙法蓮華經如來壽量品を説く爲めの便に過ぎないのであります、故に聖日蓮か、一切經の中に壽量品ましまさば天に日月の（なきが如く日月なければ闇黒なり）山河に珠の（なきが如く珠なければ價値なし）國に大王の（なきが如く大王なれば國亂る）人に魂のなからんが如く（死なければ死人なり）と仰られてあります。この壽量品は本佛の實在慈悲等を光顯し本佛の因行果徳を

妙法蓮華經に裏み我等に與へ給ふ事を説き明してあります、この五字は本佛の魂であつて、こり五字を受持てばお互人間が救はれて本佛と同じ境涯になります、即ち生死長夜の夢さめて限なく大覺。佛陀となるのであると云ふ事が一點の疑もありません。

これにて三寶さまの事も略ばあ分りの事とあもへば、是より進んで精舍の必要、及び自分と三寶さまと如何なる關係あるかと云ふことをお嘶致します。

前に申します通り精舍と云ふものは三寶さまを安置してあつて、お互人間が三寶さまに參詣して利益を蒙るた

ります、然しこの五字を受持つと云ふことは容易の事ではありません、聖日蓮は「佛の魂の入り替らせ給はずば唱へ難き題目なり」と仰られてあります。本佛が我等人間にこの妙法を受持せしめんため第一の高弟たる

上行菩薩……再誕日蓮大聖人

を日本國に派遣しなつたのであります、聖日蓮のお言葉に「日蓮だに此國に生れずば世尊は大妄語の人」と申してあります。が法華經には末法に上行菩薩出現して妙法を弘むる事、又その爲めに大難小難の迫害に遭遇することを豫言してあります。聖日蓮はその未本配に符合し身讀法華の行者、との一言で如來の使であると云ふ事が一點の疑もありません。

人は元來家なし夫の家を以て家とする云ふ事から歸りと申のであります、うの如く互人間は、この娑婆世界は憂悲苦惱多く安閑として棲むべき家ではなく、一刻も早く本佛に歸つて本佛の種子を孕み（妙法蓮華經を受持する事）佛身を成する覺悟を持ねばなりません、我等は妙法蓮華經の佛種を本佛より受持つ時に始めて今まで凡夫なりと思ひし辭思の夢さめて本佛と同棲するの法悅を感じ、本佛の慈光我が心内を照らし、我信念本佛の慈海に流入し、感應道交互具圓融の妙益を得て、生死を出離の常住不滅の妙体を活現すべき因縁を結ぶのであります、ご妙判に心なき女人の身には佛住み給はず、法華經を持つ女人は澄める水の如し、釋迦佛の月宿らせ給ふ、譬へば女人の懷み始めたるには、吾身には覺えねども月漸く重なり日も暮れば、初にはさかと疑ひ、後には一定と思ふ、心ある女人は男子をんをも知る也、法華經の法門も亦かくの如し、南無妙法蓮華經と共に信じねば心を宿として釋迦佛懷まれ給ふ、始は

しらねども漸く月重なれば心の佛夢に見え悦こばしき心漸く出来し候べし
以上の説明に依りて、充分に御了解の事と思ふが、尙念のため申して置ます、貞女兩夫に見へずと云ふが如く、本佛より妙法を受持し上は、いかなる誘惑又は迫害ありとも、この信心を破られぬように心掛けねばなりません、感應主は本佛、教法王は妙法でありまして、これを教ゆるは本化の菩薩であります、故に本門常住の三寶に對して異想を生ぜずして、同時に南無し奉るが肝要であります、又三寶以外諸佛諸菩薩諸天善神等を勸請してあります、これはみな婚禮の儀式に列席する親族朋友警護の人の如く、各任務があるのであります、今左に祖判の勸信の文を朗讀して皆様に御信心を御勧め致します

暮行空の雲の色有明方の月の光までも、心をもよほす思也、事にふれありに付ても後世を心にかけ、花の春雲の朝も是を思ひ風さはき村雲まよふ夕にも忘るゝ隙なけれ、出る息は入る息をまたず何なる時節

勤行布施

宗務總監 山根日東

表題に掲げました勤行布施と申す四字は、正しくは「勤行布施、心無惜惜」と讀いた一句でありまして、法華御提婆品の始にある、難有い御經文であります諸君に判り易く訓讀にしますれば「布施を勤め行ふて心に惜惜む處毫もなし」と有て、乃往過去釋尊の未だ凡夫であらせられた時而も御身分は一國の主權者であったが、何でも成佛したいと一生懸命に成佛を希ふて六波羅密と申す修行となつた、其六波羅密の隨一たる布施の行を勤め行ふて、心に介爾も惜惜と云ふ者は無つた、身命も財産も乃至一切のものを、佛法の爲め人類の爲めに布施供養して、恥いさへかも悔ゆることの無つたと申す、真心のこもつた、熱情の満ちた、重き教訓を含んだ、尊い八字の御經文で御座ります今此經文の一句「勤行布施」と云ふことを諸君に御紹介致さうと思ひますに就ては、まづ何よりも、布施と

ありてか毎自作是念の悲願を忘れ、何なる月日ありてか無一不成佛の御經を持たざらん、七難滅七福即生と祈らんにも此御經第一也、現世安穩と見へたれば也、他國侵逼難自界叛逆難の御祈禱にも此妙典に過ぎたるはなし、今百由旬内無諸衰患と説かれたれば也、寂光の都ならずは何くも皆苦なるべし、本覺の悟離れて何事が樂なるべき、願くは現世安穩後生善處の妙法を持つのみこそ、只今生の名聞後世の弄引なるべけれ、須らく心を一にして南無妙法蓮華經と我も唱へ他をも勧めんのみ今生人界の思出なるべき

末法今世の番衆は上行無邊行等にておはします也、此等を能く明らかに信してこそ法の驗も佛菩薩の利生もあるべしとは見えたれ、譬へばよき火打と、よき石のかど、よきほくそと此三寄り合ふて火を用ゆる也、祈も又斯の如し

(一) そうだとと思ふ、慈悲同情の溢れて施すのであるから之を悲田と申すぞよとの御指示であります

而して此二種の布施の内、何れが優れ何れが劣るかと申すに、所施の田地即ち受ける方から云へば、無論悲田よりも敬田の方が數十倍數百倍優れて居るに相違ない、貧窮下賤のものに施す慈善行為よりも、三寶供養の方が優れて居るに相違ない、即ち方々は瘠せた山畑同様の田地であつて、一方三寶様の方は極々飛切の最良田地であるから、同じ種子を下しても収穫の上に非常の相違あることは當然である、

去りながら能施の心地と申して、其布施する人の心行の如何によりては、それが全然正反對になることもあら、何となれば種子が「シイナ」即ち空虚子であつたならば、良田でも決して芽は發かぬと同じく、三寶に供養しても、世間物を結ぶ名聞の所作而已て、其供養に恭敬の心隨順の心約めて云へば信仰の至誠と云ふものが籠つて居なかつたならば、それは「シイナ」の種子で、功德の果實は決して得られぬ、妙樂大師の文

句記と申す書にも「供養とは機の成ることを表す」とありまして、自己の精神狀態に於て信仰恭敬の機根が成熟して、アーラー忝けない何を以てかこの報謝の微志を表示せんと、所謂發しては萬象の機と爲る底の供養でなくては、決して最上の功德は得られない、之に反して劣つた悲田の方ても、毫も隣家交際とか何とか云ふ懸直のない、眞實慈善の行為に出たるものは、これは種子が完全であるから、結句相當の果實が得られる、開祖日什上人の御詠門に立ち物乞ふ人の聲きかば

あはれとおもへ施さずともとある、此詠歌の如き心地に住した人の慈善行為は、屹度善良なる果實が得られ、世善耶妙善と開會せらるゝこともある、ですから布施と云ふことに就ては、餘程注意を要すべき事であらうと思ひます尤も此世智辛い世の中に他人の事どころか未來の事どころか、自分一人が其日々の足搔がとれないでは無いかと、達徹もない理窟を益べて、一向慈悲の供養の

と云ふことには振り向いて見もしない、我利一黙張の方も往々見受けるのであります、それはとんでもない量見違ひの方々で、人間と云ふものは自己の向上發展を希ふと同時に弱ひ者を扶けると云ふ同情の無くてならぬことは、今更申す迄もなく、唯自己さへ不自由なくは、他人の難儀は百年でも辛抱が出来る様に考へ未來は地獄に墮ちやうが餓鬼に生れやうが、此世さへ満足ならばと様に思へる人々ほど、あはれに淺猿しきものはないので、萬一そんな心得達の人を見たならば諸君は何處迄も正義人道を訓へ、佛陀大悲の歎の光にそれが無明の闇を破つてあげて下さりたい

十誦律と申す書に斯ム云ふことが載せてある、迦留陀夷尊者と申す佛弟子が、一日波羅門の家に施行を乞はれた、處が生憎と主人は不在で婦女一人のみ居ました此婦女非常に慳貪邪見の性質で、人に物を施すと云ふ事は大嫌ひである、开處て門口を堅乎と閉切つて仕舞つて、是てまづ安心と急々と牡丹餅を作て居ました、尊者は神通力を以て家内に入り餅を布施せんことを乞

めん爲に來れるのみ、此餅は宜しく祇洹中の比丘衆に施せと、終に打ち連れ立ちて祇洹に至り、こゝに尊者奈良の都に唐土から渡つて來た歯拔の名人が有た、處が或る在方の慾心深き若者が齶齒に悩んで、此唐人の店前に來て療治を頼んだ、一本二貫文ならては拔ぬと云ふのを一貫に減けると押問答の末、どうしても減けぬと云ふに、然らば何も勘定だ二本三貫でと頼み、唐人もさらばと納得して、齶齒一本無事なる齒一本以上二本抜き取つた、痛まざる齒を吝嗇の心から割引の爲めにわざく抜き取るとは、此等をも猿智慧とは云ふならん(趣意)

頬田衣と稱くるとの御教示である、げにそれに違ひない、勤むべきは布施である、勵むべきは供養である雖然前にも申す通り、上に對つてするのと下に向つてするのとは、其田地の性質に大變相違があるから、二種の内何れかと云へば、希くは上に對つて恭敬供養の誠意を捧げて欲ひのである、のみならず、世には名を慈善に藉りて吾人の同情を利用し、詐偽の行爲を敢てる惡人の團体も尠くない、そんなものに若し誤つて財寶を施與するとしたならば、宛かも荆棘の中へ種子を下して、而も雨露の濕沫も太陽の光線も皆目くれぬと同様、決て芽を發き果實を結ぶべき筈のものでない大に注意を拂ふべき事であらうと思ふ、それから又上に對つて恭敬供養の場合もそれと同じ事で、佛様だから何の佛様でもとは行かぬ、夢の様な浮草の様な根も葉もない頬りない、阿彌陀、藥師、大日、觀音その他もろくの佛菩薩、そんなものに布施を拂つのは全然泥濘へ黄金を遺棄るも同様、何の福分とも生み出さぬのみならず、却てその佛菩薩の本願に戻ると同時に、

沙石集の七の巻に斯ふことが書いてあります、往昔奈良の都に唐土から渡つて來た歯拔の名人が有た、處が或る在方の慾心深き若者が齶齒に悩んで、此唐人の店前に來て療治を頼んだ、一本二貫文ならては拔ぬと云ふのを一貫に減けると押問答の末、どうしても減けぬと云ふに、然らば何も勘定だ二本三貫でと頼み、唐人もさらばと納得して、齶齒一本無事なる齒一本以上二本抜き取つた、痛まざる齒を吝嗇の心から割引の爲めにわざく抜き取るとは、此等をも猿智慧とは云ふ

今尚ほ人の子に形こそ達へ筋書こそ異なれ、百度千度繰りかへされつゝあるのでしやうか、拙僧はどうも、そんな馬鹿な事がと一笑に附し去る勇氣を持たないの

ト一諸君、布施と云ふことは最も大切な事であります現在のお互之間に、貧窮下賤にして其日々の生活にも難儀するものゝあるのは何の爲でしやう、過去世に惶惑にして布施の行を怠つた結果だと佛陀は仰せられて、富貴にして榮華の夢を見らるゝのは何の爲でしやう、過去世に精進して布施の行を勵んだ果報だと聖祖は教へられてある、下に向つての慈善行為、これを佛陀は相對善の一部と仰せられ、上に對つての布施供養、之を聖祖は絕對善の標示と勵奨せられて御座るそれからまた僧侶の身に纏ふ袈裟、あの袈裟は澤山の裂布を縫ひ合せて仕立てゝあるが、あれは一体何の爲めと尋ねて見ると、それは抑も田地の形相を表したもので、此田地に對つて布施の種子を撒つと、非常の福德を其布施した人に得さするとの事で、袈裟又の名を

本佛釋尊を無みする大罪に陥るのであるから、これ亦大に説教すべき事であらうと思ふ、それではどう云ふ佛様をたより、どう云ふ福田に對つて布施して宜しいかと云ふに、本門常住の三寶とて、日蓮聖祖が生命を賄けて弘通せられたる一闇浮提第一の御本尊に對つて一心清淨に恭敬供養の大善根を歎むべしとの事であります

世には僧侶が膚甲斐ないとか、意氣地ないとか、役にたいぬとか、無責任の言論を放つ檀家信徒は澤山ありますけれども、その僧侶をして膚甲斐あらしむべく、意氣地あらしむべく、役に立たしむべく、協心同力して保護を與へ鞕鞋を加へ、どしき布施供養の財寶を貢いて、所謂衣食足つて禮儀起らしむべく、充分内顧の憂なき迄に世話を焼きて、然して後にナードはどうだとしても御法の爲に奮闘せぬかと様に、外護の本分を全くする檀信徒は見當らない、折角謹法の志念横溢たる僧侶も、悲哉、僧鬼には追はれる、眷属にはやい／＼責められる、心にもなく涙を呑んで一生碌々として寺院

相續の俗事に、これ日も足らざる有様のものも静くな
い、是れ亦心すべき宗門現在の状態であらうと思ふ
寺院の基礎の堅からざる苦提所をもてる方々は、申合
せて急ぎ其基礎を堅むべく相當の労を取り、もし又基
礎漸く成れるものは益々其基礎に根底あらしむべく幹
旋し、かくて根底あり基礎ある寺院を多くあらしめ而
して其住職をして安んじて専心布教に馳騒せしむべく
外護の本分を全ふして欲しきのである、これやがて恭
敬供養の最上乘、勸行布施の經文を實踐したものと稱
讀すべきであらうと思ふ

意味深遠なる經文の一句、ほんの一端を談した計りで
まだ種々と申したき事、書きたことは、澤山あります
すけれども、限りある紙面に此上はと惜しさ筆を開き
ます、どうか諸君信念修行に怠りなく、勸行布施の經
文を色讀して戴きたい、南無妙法蓮華經

寺院移轉の計畫と其経過

井 村 日 成

左の一書は、今回開堂式を舉行せられたる本教寺の移轉計畫の圖
案を全寺住職より檀家一般へ報告せられたるものなるが、其理想
は一般寺院の經營上参考となるべき點多ければ、左に掲載するこ
ととなし。

(編者附記)

兼て計畫致しましたる寺院の移轉も、今回彌々全部結
了致しました故、本日を以て開堂の式典と改葬供養と
を兼ねて舉行する事に致しました。私が不肖の身を以
つて此の大事業を滞りなく成功することを得ましたる
は、偏へに檀家諸氏の協力一致此の事業に同情せられ
ました結果と存じます、茲に謹んで感謝致します
これから此移轉台寺に関する計畫の最初より、今日に
至るまでの経過の概要を御歎致します

移 轉 の 計 畫

此計畫を致しまする起因は、最近に起りましたが、
ありません遠く先住山岡師の時代より企てられたのでは
あります、それと申すは今回當地へ移轉致しました本
堂は、本立寺十八世日觀上人の建立せられたものであ

すべき必要に迫つて居りましたが、何分新住と申すも
のは萬事に都合のあしさもので、到底根本的大修繕
を計畫することを許しません、故に根本的の計畫は見
合せ、兎に角雨漏の箇所及び最も甚しき破壊の場所を
繕ひ一時を凌ぐ事とし、寄附を乞ふて一時の應急修理
を致しましたが、大修繕の必要は月一月と經るに随ふ
て迫つて参るのであります、そうこうする内に日露の
戰役に際しまして何等の計畫も致す事の出来ぬ場合に
陥りました

其當時私の考へましたのは、寺院が其堂宇の營繕と爲
根本的基礎の確立を計るが得策ならざるやとの問題は
研究せられてありましたので、此が此回の移轉計畫の
發端となつて居るのであります、處が山岡師は明治三
十三年に至つて千葉縣へ轉住せられ、私が本立寺の住
職と爲りました、私が本立寺の住職となりました當時
の堂宇は隨分破壊して居りました、本堂は著しく傾斜
し、屋根は大棟下り棟共瓦なく、雨漏の箇所移しく、
庫裡も相應に破れて居りました故に、之が大修繕を爲

りますが、建立後數年ならずして安政の大震を蒙り
まして、庫裡は崩壊しました、幸ひに本堂丈は無事で
はありましたが、夫れが爲めに地盤に弛みを生じたる
ものか、漸次傾斜を生じまして明治廿七八年頃には著
しく其度を増して、之が修繕を爲さるべからざる状
態に至りました、依つて其當時の住職山岡師は之が
營繕を計らんとして、工事費の豫算を立てられました
が約三千圓を要する見込でありました、其當時よりし
てソレ丈の營繕費を費して唯本堂を原形に復する丈の
成績を得るよりも、寧ろ其費額を以て郡部に移轉して
根本的基礎の確立を計るが得策ならざるやとの問題は
研究せられてありましたので、此が此回の移轉計畫の
發端となつて居るのであります、處が山岡師は明治三
十三年に至つて千葉縣へ轉住せられ、私が本立寺の住
職と爲りました、私が本立寺の住職となりました當時
の堂宇は隨分破壊して居りました、本堂は著しく傾斜
し、屋根は大棟下り棟共瓦なく、雨漏の箇所移しく、
庫裡も相應に破れて居りました故に、之が大修繕を爲

いと思ふ、又國勢の發展時代の進歩は一般國民の負擔が強がりに重くなり、生計の程度亦著しく昂進して生活難を訴ふるの聲喧しき秋に當つて、寺院營繕の爲め若干を費すと云ふことは一般の人の爲し能はざる處であると思ふ、果して然らば此に代るべき適當なる方法を劃策せざるべからざる必要があると考へました。又一面には本立寺の經常收入の程度を見ますときは此又大に思慮を費さなければならぬ状態であります、其經常收入は漸く住職一人の生計を爲し得る丈であつて、徒弟の一人も教養することは困難である。若し寺院として徒弟即ち後繼者を教養することが出来ぬとしたらば、若し自分の死んだ後は誰が後を繼ぐのであるか、誰が此寺院と此教法を譲持し行くのであるか、當然此の教法此の寺院は滅亡するの外はあるまいと思ふ、して見ると我本立寺は果して一箇獨立の寺院の資格があるかドーかと云ふ疑問が起らざるを得ないのであります。

私の思ひますのは、一箇獨立の資格ある寺院と申

示に依りますと其移轉の方法の取り方如何に依つては相當の基礎を作り得ると云ふことは明瞭であります、依つて私は其移轉の方法等に就て充分研究を致しました。其時の私の研究の結果は但墓地丈の移轉は寺院の将来に不得策なる事、移轉するならば寺院と墓地とを同所に移転すべき事、寺院と墓地と共に移轉して其跡地の無代交付を受くることを得ば根本的基礎を確立することを得ると云ふことになりました、此が今回の移轉を爲した起因であります、それから私は直に此が實行方法の研究に步を進めました處が其當時の規則では此寺院と墓地とと共に移轉すると云ふことが出來ません、その説は元本立寺の境内は官有地であるので、若し他に移轉するとせば境内地は一旦返納せねばならぬ、一旦返納した以上之が拂下を受くることが出來ない、其當時の規則では官有地は面積で五十坪以上價格で二百圓以上のものは競賣に附するとのことで、其制限以下

しまするには(一)古來より傳へられたる堂塔を破壊せぬ様に維持して行く事が出來て(二)檀家や信徒を教化して行く資力を有し(三)將來永遠に此寺院と教法とを持續して行くが爲めに徒弟を教養する事が出來ねば、一軒の寺院と云ふことは出來ないと思ふ、此意味から申しますと我本立寺は但其當時の住職の生活して行くと云ふ丈で、前申した三の事何事も爲し得ぬのである堂塔の維持には一々寄附を仰ねばならぬ、檀信徒を教化するには資力がない、弟子を教養する丈の收入がないと云ふ有様では到底立派な資格ある一寺院であるとは申されません、して見れば何とか方法を立て、一箇寺たる丈の資格を備ふる様せねばならぬ必要があると申されました、一面には堂宇の營繕を爲さねばならぬ必要あると同時に、一面には根本的に其基礎を確立せねばならぬ必要が迫つて居るのでありました、ところが丁度其當時東京市が告示を出しまして、市内寺院境内の墓地を五ヶ年以内に郡部に移轉すれば跡地は無代で拂下げると云ふことを各寺院に達しました、此告

即ち本立寺の境内は此制限外である、して見れば之が拂下を受くる見込が無い、そうなると墓地丈の拂下を受け、堂宇、墓石全部の移轉費及移轉地の買入等を始末せねばならぬのであります、それで基礎の確立は扱て措て、移轉費さへも支辨する事が出來ぬと云ふ次第でありますから、此は到底實行することが出來ぬ、此官有地拂下の方法が出来るまでは此計畫は實行する事が不可能と決定しまして此計畫は一旦中止するの止むなきに立至りました、斯様な計畫を致して種々研究して居りましたのが、日露戰役後で丁度明治卅八年の下学期より卅九年の上学期に掛けての間であります、此迄は今回の移轉の計畫期と申してよからうと思ひます。

ふことになりましたので、茲に始めて前申上げました
移轉の实行に着手し得る様に相成りまして、早速其實行に取掛る腹案を定めました、今回の計畫の起因は前々よりあるのであります、實行の出来る時機に達したるは此時からであります、故に此勅令發布以後を前の計畫期に對して實行期と申すが適當だらうと思ひます、

移轉の實行

彌々移轉と決心致しましたが、却て之を實行するに就ては如何なる方法を取るやと云ふことか又中々困難の問題でありましたが免に角移轉と云ふ以上は移轉地を見出しが最先の事と存じまして、各方面に移轉地を捜しましたが、自分の望む方面には地面がない、若し有つたとしても地價が非常に高い、價格が廉いと思ふと湿地であると云ふ様な譯で、適當のものが中々見當らぬのでありました、其中に三河島近傍に手頃のものがあるとの事で實地見分を致しました處が、一寸小高い處であまり狭くもなく、價格も廉く、比較的適當の

豊四拾年は、彌々大体の方針が定まりましたから、直に其方案を具して檀家總代人會議を開きて之を協議する事に致しました、依つて一月廿日に議案の配布を爲し、全月廿七日本立寺に於て會議を開きて、署移轉實行の事に決定せられ、檀家の總會を開きて之を確定するとの事に決議せられました、依つて其決議に基きて直ちに總會開會の準備に着手し、全年二月一日を以て前記の議案と決議書を添へて總會の通知を全檀家へ配布しました、

全月十七日午後二時本立寺に於て檀家總會開會、全日出席人員（書面にて賛意を申出てたるものと含む）總計百拾壹名でありまして、種々相談の結果、移轉を可とするもの八十八名・移轉を否とするもの二名、雜司ヶ谷にては尙危険なりと思考するを以つて他に安全なる地を探定すべしと主張するもの五名、賛否を明言

ふことになりましたので、茲に始めて前申上げました
移轉の实行に着手し得る様に相成りまして、早速其實行に取掛る腹案を定めました、今回の計畫の起因は前々よりあるのであります、實行の出来る時機に達したるは此時からであります、故に此勅令發布以後を前の計畫期に對して實行期と申すが適當だらうと思ひます、

場所と思ふたのでありましたが、之が果して墓地として許可されるか如何か分らない、折角買収しても墓地の許可を受くることが出来ねば却つて困難をせねばならぬと思ひましたから、直に東京府廳及警視廳に出頭して現場の模様を陳述して其意見を求める處、府當局者の意向は小墓地の新設は輒く許可せざる方針らしい

く、三四百坪の小墓地では許可覺束なしとの事にてありし故、單獨の移轉にては成功六ヶ敷と思ひ、更に他の方法を取るに至りました、其方法とは目下我宗にて市内に存在する寺院は二十四ヶ寺あります、何れも當寺と同様の事情の下にあるので、早晚何等か方法を立つの必要に迫つて居るのでありますから、此等多數の寺院の合詞を企てたならばお互に便利なる事と思ひまして二回程相談會を致しましたが、各寺に夫々又事情がありまして合同の相談は極りませんてありましたが、其際出席致された住職中に今のお教寺即ち元の本染寺の住職が居られまして、自分の寺と合同することは何であるかと申されました、それから段々談が進ん

せざるもの十六名にて、全然移轉に反対するものは二名に過ぎませんてありましたから、彌々移轉斷行と云ふことに確定致しました、

そこで一面には合併寺たる本染寺との合併協定の進行を謀り、一面には墓地の驗査願出の必要と改葬願出との必要に依りまして墓地内墓石に記載せられた法號及死亡年月の墨寫に取掛りました、此墨寫に三月中旬まで費しました、合併協約は三月五日附にて調印せられました、

四月の初旬になりまして墓地改葬規定及び移轉先墓地使用規定とを定めまして、承諾書と改葬願との調印を求めました、

然る處が移轉先の墓地があまり廣くないので之も擴張する必要を認めましたから、該移轉地の地續きて求めたいと思ふて居りました處へ丁度該墓地續きの畠地百七十坪を賣り度しと言ふ人がありました故、相談の上之を買取りまして、墓地新設の出願を致すことに決定しました、

墓地の新設願書を差出しましたのが、四十年の五月廿四日で、其の後六、七、八、九の四ヶ月は殆んど墓地の認可を受くる爲めに奔走致しまして、九月の末に至つて、漸く認可せらるゝ模様を見る様になりました。又承諾書と改葬願も大略纏りましたので、そこで十月七八の兩日を以つて移轉地の地割を行ひまして、各檀家の使用地を決定致しました。越へて全月廿八日に至りまして全月十日附の墓地新設認可指令書を受取りました。

丁度其時幸ひに、移轉跡地を買ひ度いと云ふ人がありまして價格等に就て交渉の結果、移轉跡地壹坪貳拾貳圓の割合にて賣買する事。買受人は豫約金として金參千圓を賣渡人に渡す事。明治四十一年三月卅一日迄に契約を履行する事。萬一其期限に於て法律の結果として契約不履行の時は豫約金に相當の利子を附して返附する事等の條件で賣買豫約を致す事に定まりまして、此豫約金を以て墓地の移轉を爲す事が出来ましたし、墓地に借入れた金員も返済致しまして事業の進行上に多大

たので、此が爲めに拂下手續が非常に遲延致しました。此より先き墓地移轉も畧結了の見込がつらましたる故四十年十月十五日附にて本立寺と本染寺との合寺願を差出しました。此は決定が存外迅速で全年全月卅一日附にて認可の指令がありました。そして直に合併の手續を進行しまして、十一月十五日を以て寺號を改稱し交付物件の引繼を了し、全月二日附にて全部引繼濟寺與の願書を差出しました。此も思ひよりも早く決定致しまして全年十二月廿三日附にて無代讓與の指令を與へられまして境内地の方は一段落つきました。昨年の十一月十五日は寺號改稱の日でありまして、本年の今月今日に開堂の式典を舉げたるは不思議の現象と思はれます。

全年十二月十五日本宗管長より住職交迭の任命に接しまして、本染寺住職田久保日城氏は九州地方へ轉住し自分が本教寺の住職と相成りました故、直に引移りまして兩寺の寺務と一緒に見る事に相成りました。

の便宜を得ましたのは佛天の御計にもやと存じまし
て大に感謝致して居ります。

右の次第にて萬事好都合に運びました故、早速墓地の移轉に着手する事に致しまして十月廿四日より晴天卅五日と云ふ豫定にて取扱いました。處がお天氣都合も大に宜敷、雨天の日は至つて少なく、ドシ／＼歩取りを致しまして、十一月卅日には殆んど全部を終りました。雨天の日を共にして前豫定の日數で終りました次第でありました。引續いて元慶印寺内の墓地にある分も改葬願と云ふを差出しました。處が茲に困難致したのは、此無代下付願を差出します時には、所轄警察署の證明を添付せねばならぬのであります。所轄警察署たる淺草七軒町分署は改葬の證明書を呉れない、幾ら請求しても頑として應じない、爲めに餘儀なく添付せずと差出もえしが、市では是非要するとのことで、此事件で非常時日を費しまして、種々交渉の結果四十二年二月に至りまして警察より證明書を差出す事になつ

墓に改葬致しまして移轉しました墓石は組立に存外手間取りまして、漸く十二月末全部竣工致しましたけれども、漆喰は寒氣の爲め凍る恐れあるを以て、翌年暖氣に向つて爲ることと致しました。明治四十一年二月十三日附にて堂宇改築の請願を府知事に差出し、三月四日附の指令を下付せられ、全月廿日より工事着手の旨届出ました。元本立寺の本堂及庫裡は三月廿日より取崩に着手し引續き建築工事を爲し五月七日本堂上棟式を舉行致しました。七月二日に至りまして六月廿九日附の墓地跡地拂下の指令に接しました故、直に登録税貳百五拾六圓餘を納付致しまして登記の請求を爲し全月十六日を以て登記済証を受取りました。

彌々境内地墓地双方共拂下を受けました故七月三日附にて土地賣却の認可を出願致しまして、全月十八日附の認可指令書を全月廿四日に受取りました。依つて直に買受主へ譲渡の登記を爲す運を致しましたが、元境内地の方が、穢に認可の指令を受けし體にて、未だ所

有標移轉の登記を経て居らざる爲めに買主に賣渡の登記を爲すことか出来ませんでありました。元墓地の方文の賣渡登記を七月三十日に済せまして代金を受取りました。此金にて借入金全部を返却致しました。境内地の方は登録税參百骨八圓餘を納付致しまして、八月六日登録を受けまして、九月八日に買主へ譲渡の登記を済ませ代金全部を受領しまして、土地賣却登記済の旨東京府へ届出ました。

建築工事の方は引續き進歩致しまして九月初旬には殆んど落成しました故、九月二十日を以て全部竣工の旨東京府へ届出ました。九月より十月に掛けて、佛壇廻りの塗替、襖の張り替等に費し、開堂供養の準備を致して居りました。右にて略々今回の移轉事業の経過を申述べました積りてあります。此事業の經濟上の關係は取入額額壹萬四千七百八拾五圓七拾一錢、支出總額壹萬八拾八圓九十錢、差引殘額四千六百九拾六圓七十二錢でありまして、此残金四千六百九拾餘圓は祠堂金百九拾圓と參照

二拾八錢の一時繕替金とを加へて額面六千圓の公債證書を求めました。此六千圓の公債は將來此寺院の基本財産となるのであります。此公債は日本銀行に甲種登録を致しまして將來に滅失することなき様に致して保存して居ります。斯くて兩寺合併の結果當寺の現狀は左の通りの結果に相成りました。

一 境内地

官有地 六百九十三坪五合

一 堂 宇 總建坪百九十九坪七合五勺

本堂 四十二坪二合五勺

客殿 三十一坪五合

庫程 三十八坪五合

門番 七坪五合

一 菩提地

一 村有墓地 合計四百九十六坪

一 檀家 (有縁者)

三百六十三戸

一 境外所有地

烟田 二反四畝十步

一 反四畝廿四步

一 基本金

檀家各戸 ヨリ出願分
改築認許願 全年十二月七八日

淺草合羽橋警察分署長

新谷町墓地墓主 ヨリ出願分

墓地改葬濟ニ付無代下付願 全年十二月十六日

東京市長

改葬濟證明書管長副書添付

全上出願ニ付副書願 全年全年十四日

東京府知事

合寺井寺號改稱願 四十一年二月九日

墓地改葬濟證明願 全年七月十五日

東京府知事

登記請求書 全年七月二日

顯本法華宗管長

合寺井寺號改稱願 四十年十月十五日

東京府知事

全上出願ニ付副書願 全年全年十三日

顯本法華宗管長

交付物件目錄、管長副書添付

東京府知事

合寺ニ付所有權移轉登記申請 四十一年二月廿六日

東京區裁判所板橋出張所

元寺院境内跡地無代讓與願 四十年十一月廿二日 東京府知事

管長副書添付

顯本法華宗管長

有租地成地價査定願

四十一年三月十日

東京府知事

上

全上出願ニ付副書願

東京府知事

實測圖添付

東京府知事

地目變換 坪數變更届

全年七月卅一日 東京府知事

登記請求書

全年全月全日 全

所有地賣却ニ關スル分

東京府知事

寺院明細帳中登載願

全年七月三日 東京府知事

拂下指令書寫、査定書寫、管長副書添付

東京府知事

全上出願ニ付副書願

全年七月一日 顯本法華宗管長

所有地賣却認許願

全年七月三日 東市府知事

管長副書添付

東京府知事

全上出願ニ付副書願

全年七月一日 顯本法華宗管長

借入金使途ニ付答申書

全年七月十六日 東京府知事

所有權移轉登記申請(元墓地)

全年七月卅日 東京區裁判所二長町出張所

所有權移轉登記申請(元境內地)

全年九月八日 全上出願ニ付副書願

土地買却登記済届

全年十月二十日 東京府知事

堂宇改築ニ關スル分

東京區裁判所二長町出張所

堂宇改築願

全年二月十三日 東京府知事

本堂庫裡改築設計書、全設計圖、收支豫算、管長副書添付

東京府知事

全上出願ニ付副書願 全年二月十日 顯本法華宗管長
建築着手届 全年三月廿日 東京府知事

公債買入ニ關スル分

東京府知事

全上出願ニ付副書願 全年七月三日 東京府知事

公債買入認許願 全年七月一日 顯本法華宗管長

東京府知事

建落成屆 全年十月廿日 全

什器寄附ニ關スル分

東京府知事

什器寄附認許願 全年七月三日 東京府知事

管長副書添付

東京府知事

全上出願ニ付副書願 全年七月一日 顯本法華宗管長

高田村長

寄附物受領願 全年十月廿日 高田村長

斯の如き多數の願届でありますて、府知事へ差出す分

の如き五通若くは六通宛を要しました

次に、これから將來の方針を一寸御断致して置かんと

思ひますが、前申しました通り今回の合併移轉の目的

が一箇寺たる丈の活動の出来る寺院を拵へたいと云ふ

のでありますから、今度其基礎が立ちまして、経営收入

の確固たるものを得ましたに就いては、今日迄の如く

唯住職が生計を爲す計りでなく、徒弟も發養し、布教

もなし、堂宇も檀家の御厄介にならないで、何うにか

な寺院であり、うれを護持する人は、教育ある道德堅固の人でありますならば、茲に始めて完全無缺の立派な大寺院と言ふことが出来るのであります、御本尊と堂宇とは唯今でもありますが、此を護持する立派な人はこれから教育して行かねばならぬのであります、當本教寺の將來はそう云ふ立派なる寺院になることが出来るのでありますから、檀家諸氏も其御積りでどうか此上とも御協力あらんことを偏に希望致します、

始末することが出来様と思ふのであります、此中で徒弟の教育と布教とは此教法の生命を維持する最も大切なることでありますから最も力を盡さねば相成らぬことと存じます今度寺の名前を本教寺と申しますのも、教育と布教とを盛んにすると云ふ理想から名付けましたのでありますから、此名に添ふ様其實際を運びたいと思ひます、此書の始に出しました誓願文を御読み下されますれば、其意味は御了解なさること、存じます此方針は今日計りてなく、將來永く此方針に基いて當寺の寺務を取りて行く様定めて置きました故、私の後に續いて住職する人は此方針を守つて行く様致して行きたるものであります、將來此寺の爲めに教育を受けたる人が頼み出まして、實地に活動する機会りましたならば、其時には此寺の光輝が全世界に輝くのでありります、又そなりますれば立派なる教育ある人が此寺に住職する様相成りまして、益々此寺は立派なるものとなります、勘請してある本尊は一圓浮提第一の大本尊であり、此本尊を勘請する寺院は基礎の堅固な立派

三丹州傳道續報

三丹州不毛殘病の地に宗教革新の大施を圖へて佛陀の慈光を輝かさんと邁往更進せる、丹波候部の丁國寺主文學士國友日斌僧師の活動は、前回にその序分を紹介せしが、爾來日斌師傳道の状況は京阪の七新聞に時々報道せられて社會の注目する所となれり、是れ實に現代の宗教界に於ける盛事なりと謂ふべし。併て師に就いてその隨行員の手に成れる傳道の禮報を得、並に誌載することと爲し。

(編者附記)

廿五日は、全郡綾部町丁國寺に、顯本婦人會秋季大會開催、會員總代の開會の辭、國友日斌師の告辭、來賓野口悟正の講話あり
九月廿四日は、何鹿郡上杉村にて開演せり

日斌師は『過去の婦人會を回顧して、同會が了圓寺に於ける難乱勧請撤廢、信仰革正の聖業に際して、一般檀信徒に先んじて改革の急先鋒となり又中堅となりしを叙して、如此婦人會の活動は、他地方に類を見ざる所なりと讚歎し、更に他宗侵略の法戰を開くや、又婦人會が全力を擧げてその中堅急先鋒どなりしを稱揚し及び連日連夜の法話會に益々その信仰の度を増進して

常に聽衆堂に滿つるの盛況を歎喜し、茲に佛恩の報謝と信仰の倍増とを會員一同に勵め、轉じて同會の將來を理想して云く、了圓寺を中心として今や三丹州全部を振奮すべく信仰革正、宗旨振興、及三丹法華開創弘教の大法戰は開かれたり、此の際此の時過去に於て改革及び折伏の急先鋒中堅たりし顯本婦人會は、更に一層の勇氣と熱誠とを以てこの一大聖業の外護者とならざるべからず、同時に内益す信仰の清新と増進とを計りて防守の中堅となれ、これ今後同會の理想なり天職なり』と告げて拍手の内に壇を下らる

次で野口僧正は『如來壽量品』なる題下に『壽量の佛は父に誓へられ、父は嚴格の習なれば、誇法等の迷信をいたく戒められ居れば、本門壽量の本尊を信仰するものは、此の誇法迷信を大に改め、他に向ても誇法

迷信を警醒せざるべらざる』旨を縷々述べられ各講話了て餘興あり、合唱、合奏、舞曲等、清淨なる信仰の會合に好適せる天人舞樂の趣あり、かくて高遠なる理想と深刻なる印象と、及び清新なる歡樂とを以て閉會

同夜同會主催の下に講話會を開く

清新なる信仰

日斌師
日主師

信友と客旅

講話終るや、更に希望者に向一回の法話を試みんかを計る、會衆一同無上の歡喜を以て欲聞具足道と、日主師の下に押寄たり、常說法を以てその職分とせる如來使日主師も、流石に聽衆の熱誠に驚駭の色あり、輒ち席を改めて更に日斌師、日主師より深更二時を告ぐる迄互に交替して十數回の講話あり、一同法悅に満ちつゝ歸途につきぬ

廿六日 綾部町布教大會 聽衆滿堂

國友文學士

野口僧正

國家と宗教

國友師は、僧侶として説くが故に自讀とか過激との批評を試むるならん、仍て假に俗服を著して國民として信徒として説かんとて、上人の生涯を發願、研學、開

宗、法難、自覺の五段に分ちて、上人の大理想と及び

献身の大慈悲とを叙述せられ

又野口師は『國家萬年の大計には、真正なる宗教の必要あること、法然、道元等の神念の祖師等が、國家に不忠實なりしこと、殊に道元禪師が我國最暗黒の時代即ち北條氏が逆注を以て三上皇ニ王子を遠島に奉遷の時、越前の谷底に隠れて國家を餘處にせしは餘りに無情なり、興國の日本人民たるもの等の人を祖師として崇むるとの果して心に忍びざる所なきか』云々と満廿七日 大島村布教會 綾部構中、殊に婦人會員十數名・宗族二族を翻して隨行す、新月に浴しての田舎道轉た慶長時代の弘教を忍ばしむ

日本の天職と宗教問題

信後の人間(其一)

野口 僧正

國友文學士

國友權僧都

國友權僧都

信後の人間(其二)

野口 僧正

國友師は、初め國民として、次に僧侶として講話あり

過去現在の日本を叙して哲學文學政治經濟の上より我國の天職を論じ、各國の例を引きて宗教と國家と密接の關係あるを説き、更に宗教問題の緊要に及び、遂て

次に野口僧正は『信後の人間』と題して、人は活ける信仰を得ざるべからず、而して信後の覺悟、信後の實業、信後の政治、信後の學問、信後の生活等に就て段を別

次に野口僧正は『信後の人間』と題して、人は活ける信仰を得ざるべからず、而して信後の覺悟、信後の實業、信後の政治、信後の學問、信後の生活等に就て段を別

次に野口僧正は『信後の人間』と題して、人は活ける信仰を得ざるべからず、而して信後の覺悟、信後の實業、信後の政治、信後の學問、信後の生活等に就て段を別

會を閉ぢて隨行者大槻宗治の謠曲、一同の踊あり、萬歳を三唱して露を踏んで歸途に付く、了圓寺に歸りて宵夜三時迄散ぜず、感化の大以て思ふべし

廿八日 丹後國加佐郡有地村布教會

此日一行六名(自轉車隊先發、婦人會後發)福知山より舟を裝ひ、竹を切て宗旗三旒を翻へし、由良川を下る途中當樂院等の當代の弘教を偲んで法談少時も斷へず信仰と風流とを兼ねし舟行なりき、途に河守町を過ぐ先發の自轉車隊呼て舟を待つ、告げて曰く、會場有地村平野家に差支あり、顧くは當町に上陸されたしと、されど宗旗に對し途中に止るは忍びざる所、仍て兎も角も平野家に到りて回向せんとて舟を進む、已にして有地村に着、上陸して直ちに平野家に入り讀經回向して少憇、夫より全家の好意にて河守町に到り旅舍に投す、平野家の家僕態々出張して歎待せられたり

河守町臨時布教會

かゝればその夜は勢ひ空しく過ぎの外なしされど一行は激忙中を差繰りて布教の爲めにとて來れるものを、如何て空しくこの一夜を過すべき、若かず河守町にて臨時の布教會を催さんにはと、自轉車隊は駆せて會場を求むべく先發し、本隊の若せしは已に日没後なり、而して奔走せし會場借入

の交渉は悉く纏まらずといふ、さらてだに不知案内の地に入り日暮れて後に會場だにさき始末、布教會は果して開催し得らるべきか

國友師は、今宵も又俗服なり、僧の印にて製装と法衣は横に飾られぬ、演説の梗概は大島村のと小異、唯熱誠は更に加はり、辨論風發、言々是れ血、句々悉く涙なりき、聽衆の感動以て察すべし

野口僧正は曰く、總て宗教は、多くは平等主義、厭世主義なり、獨り聖日蓮の唱導せられたる法華宗は、國家的にして而かも世界統一の宗教なり、今や我國は世界の一等國に列し與國の日本なるにも拘はらず、迷信愚信等に陥りて少しあも眞實の宗教が國家萬年の根柢たるとを知らず、若し此體に押行かば露探的人物のみ増加して終に亡國の悲運に到らん、此際此時日本國民たるもの國家國民の根本教たる宗教に注意せざるべからずと論じ、更に世界を統一すべき日本國民としては、宗教的政治家、宗教的教育家、宗教的實業家等を造らざるべからずと論断し、聽衆感耳驚心の間に降壇會終て更に翌夜もと懇請さる、されど豫定期日のある儘に一月の後を約し、又山間を但馬地方への案内を受けつゝ、意外の効果を收めて歸着しぬ(隨行員報)

顯本法華宗宗務廳錄事

顯本
法華宗

告 知

二、寺院級ノ件

合寺ノ件

第二教區

千葉縣千葉郡生實濱野村顯性院、堯圓坊、
大乘坊、智傳坊ノ四ヶ院坊ヲ合併シ、長源院ト改稱

右明治四十一年十月十四日附ヲ以テ合寺改稱ノ認可ヲ

得タリ

二、寺院級ノ件

長源院

九等乙ニ編入

全教區

本泰寺

三等甲ニ昇等

第六教區

長福寺

三等甲ニ昇等

第八教區

妙德寺

一等乙ニ昇等

全教區

本松寺

一等乙ニ昇等

第十三教區

常德寺

三等乙ニ昇等

右ハ合寺又ハ寺產増殖ノ結果、寺院等級變更セラレタ

リ

明治四十一年十一月

顯本法華宗宗務廳

死亡（九、二七）

十四區蓮成寺住僧正

權大學統
吉田清瀬

日増貞雄

す切實なる問題に論及せらるべし

全（一〇、一一）轉任七區本淨寺住

二區感應寺住

高橋櫻中學統

本多管長の御巡教等 本多管長貌下には去る十月廿九日今成僧正を隨へ千葉縣下に御巡教、全日は濱野及び野口今成兩僧正の公演あり、翌三十日は別項記載の如く千葉縣下聯合大法會に御親教、全三十一日歸院せられたり、又本月七日は千葉縣東金町へ御出張、全

解右妙教寺兼任

十五區本蓮寺住

流邊乾航

門倉玄要

兼任三區本成寺住

三區本成寺住

花澤仁三郎

吉田清瀬

願免右本蓮寺住

一區池澤瞳玄徒弟

松島留五郎

日增貞雄

允許本宗僧員

一區赤羽日揮徒弟

大根田瑞海

甘九日今成兩僧正の公演あり、翌三十日は別項記載の如く千葉縣下聯合大法會に御親教、全三十一日歸院せられたり、又本月七日は千葉縣東金町へ御出張、全

轉任一區本經寺住

一區妙顯寺住

芝沼瑞良

本行寺を經て全夜茂原町の公開演説會に御臨席、貌下及び野口今成兩僧正の公演あり、翌三十日は別項記載の如く千葉縣下聯合大法會に御親教、全三十一日歸院せられたり、又本月七日は千葉縣東金町へ御出張、全

轉任一區楊木妙顯寺住

一區本經寺住

梶木英照

本行寺を經て全夜茂原町の公開演説會に御臨席、貌下及び野口今成兩僧正の公演あり、翌三十日は別項記載の如く千葉縣下聯合大法會に御親教、全三十一日歸院せられたり、又本月七日は千葉縣東金町へ御出張、全

任十四區達成寺住

一區權僧都二等功勞

佐野日惺

地公開演説會に御出席、翌八日は千葉縣教學財團副委員長會に臨席ありて全九日歸院せられたり

特許耕金紋袈裟着用

一區權學士

川崎英哉

妙典研究會 去る十月三十一日午後二時より第八例會を事務所松本辯護士邸に開催、當日は宗祖御會式を執行し、兼て全會員中の篤志家埼玉縣北足立郡白子村故富澤藤七君の追弔法會をも修せらる、導師は本多

賞狀下附

一區善慶寺檀家總代人

石渡日惺

の恩徳』て云講演あり、點燈時閉會を告げたり、次回よりは會衆に利便なる會場を撰み公會演説風に擴張を計るといふ

（以上十一、十四）八四區本漸寺住

森川寛行

花澤仁三郎

廣島通信 第十六教區廣島市新川場町本宗本照寺にては去る九月十五日庫裡改築の上棟式を舉行せらる

● 芳谷學園の研究會 全國にては去る十月廿五日午前九時例會を開催せり、當日本多講師は、行持篇ノ道義の章に入り『總要』『報恩』『慈悲』の三節に涉講演あ

（以上十一、十四）八四區本漸寺住

佐野日惺

山品市長、東郷葵園會理事長、土生福井、大畠北日本兩新聞主筆其他葵園會員等多數參列したり、之に續いて葵園會主催の祭典を執行し前全様の人々參列し中村知事、東郷葵園會理事長、山品市長等の祭文朗讀及生前先生の知己たりし故桑山重兵衛の五十一年祭席上所感詩の代讀あり一同隨意燃香して全十二時式を了りたり、此日妙慶寺住職日朗師の朗讀したる弔文はよく先生の人格功績を寫し音吐朗々として其の態度莊重、折から秋雨蕭々として降りしきり人を一層感慨深からしめた

導師の下に大本尊に向て奉告式法會を嚴修し、夫より棟梁森岡繁次郎の祝文、伊藤光政、宇野寅吉の清め飽、副棟梁海老本龜吉の綱引あり、梁棟は餅撒を行ひ、次に住職大橋權僧都の式辭、總代百々正利氏の演説、其他二三の祝文あり、式終りて午後二時より祝宴を催し百三十餘名の會參數を盡し頗る盛況にて目出度散會せり 縣下吳教會所にては毎月二回例會法話と催はし來りたるが、今回全地遊廓事務所にて藝娼妓の教育學校を設置し、その修身法話を毎月八回右教會所担任溝口會想起師に依頼し來り、去る九月十五日その開校式を擧げ、常日溝口師出席し法話を試み頗る盛會なりき

● 景岳先生五十年祭 勵王家橋本左内景岳先生の第

五十年祭在其墳墓の地福井市相生町本宗善慶寺に於て去る十月七日執行せらる、當日は全市本宗妙經寺前住

内藤日郎師大導師として莊重なる大法要を嚴修せられたり、今全市「北日本」の記事を抜萃して左に掲げん

● 景岳先生五十年祭

橋本景岳先生の五十年忌祭典は豫定の如く昨日午前十時橋本善慶寺側なる先生の墓前に於ていと莊重に營まれたり、式は先づ橋本子爵家主催の方より始まり、全子爵・子爵夫人、令嬢、親戚長谷部仲彥氏を中心松平侯爵、中村知事、遠山裁判所長、雪下檢事正、池松内務部長、野口事務官、中澤足羽郡長、西島青木兩事務官補、本多、出田、馬場三縣立學校長

本品市長、東郷葵園會理事長、土生福井、大畠北日本兩新聞主筆其他葵園會員等多數參列したり、之に續いて葵園會主催の祭典を執行し前全様の人々參列し中村知事、東郷葵園會理事長、山品市長等の祭文朗讀及生前先生の知己たりし故桑山重兵衛の五十一年祭席上所感詩の代讀あり一同隨意燃香して全十二時式を了りたり、此日妙慶寺住職日朗師の朗讀したる弔文はよく先生の人格功績を寫し音吐朗々として其の態度莊重、折から秋雨蕭々として降りしきり人を一層感慨深からしめた

また妙慶寺に於ては正面向つて左手の方に景岳先生の肖像を祭り右手を談話室及茶菓饗應室に宛て其他には例年の如く當地の桑山、山本家等より持ち寄ったる先生の遺墨、遺物及今回特に橋本子爵が東京より持ち來られし伊藤公爵が景岳先生を欽慕して子爵に贈られしもの德川慶喜公、梅田雲濱、桑川星嚴、釋三樹、山陽外史等の詩文の掛軸を展覽せしめ會員及來賓には茶菓の饗ありたり、此日朝來雨降りしに拘はらず拜觀に來りたるは、葵園會員を始め諸官衙員、學校職員生徒、一般人等無慮千人以上に及べり

正三位（勳一等醫學博士）子爵橋本綱常子併有志會

て正當第五十回の年忌を修養せらるゝところあらん

とす
夫れ景岳居士の人格をして、一言具体に之を曰へば
即ち皇室の式目を一變し王事の神嚴を保ち以て上下
を通じ自他交々人事文物の啓發を開導せんとするに
外ならず、而して人事文物の啓發を興せんとせば、
勢ひ鎖國攘夷に與みすべからず、皇室の式目を改變
し王事の神嚴を確立せんとせば、勢ひ佐幕に黨みす
べからず、景岳大居士の、夙に大志を懷けるもの實
に茲に於て存す、居士の一度志を決して奮然起らし
所以のもの亦それ偶然ならんや。
頃は幕府の末路、外交には日米條約の難、露艦の來
航、英佛艦來襲の難、内には諸侯浪士問責難に加へ
て、將軍世子の選擇難あり、幕府の親藩水戸尾張越
前の諸侯は一ヲ橋慶喜公を立てゝ世子たらんとす、
幕中井伊の大老之れと聽かず、遂に彼我の爭難とな
る、先是景岳居士藩の松平慶永公に師事するや、其
の旨を体して東奔西走易名變装、或は公卿に諸侯に
遊説して企及するところあらんとす、然り而して獨
斷專横の幕府は一國の大難は外交よりも内紛にあり
となし水尾越の三侯をして別邸に謹慎せしめ、一橋
慶喜をして出仕を止めしめ、密かに使を派して浪士
と踪跡し、先づ捕ふるに梅田源二郎、水戸の京師留
守居鶴飼吉左衛門父子、其他公卿の執事を捕ふるも
の無數、搜索又搜索、嚴密四方に於て縛せらるゝも
の七十余人、吾が橋本左内、長州の吉田寅二郎等其

の首領たり、獄に在ると一年糾問數回、遂に安政六年十月七日大義の爲めに斬る、行年二十有六歳、爾來五十四の星霜を經本年本月本日は恰も正當第五十年に相忌す、因茲血脈の尊弟橋本綱富子爵、同夫人一族所從來向親く臨み以て尊靈に酬ひらる、絕言偉哉大義の徳や、凡々たる橋本左内景岳は既に薨れて無し、而も今正に日本の偉靈として爰に直覺し相迎ひ相見ゆるとを得たり、顧くは景岳院紫陵日輝大居士、顯に感應し冥に擁護あらせ玉へ
聖日蓮の云、我れ日本の柱とならん、我れ日本の眼目とならん、我日本の大船とならん
妙法華經云、如來秘密神通之力

時正明治四十一年十月七日

大導師 僧都 日郎 稲首敬白

●岡山教信

(池上化城報)

▲日蓮研究會の發展 第六高等學校、醫學専門學校の學生、及び青年より組織せる日蓮研究會は、去る八月中は夏中休暇歸省せる者多く、特に盛暑の候にもあり、爲めに流會せしが、九月よりは會則を改訂し大に發展を期せり、第一會は去る五日午後八時市内内山顯下本法華弘通所にて開く、能仁師の聖語錄發心篇講義あり、聽衆八十名、各人に聖語錄一部(脇寫板摺)を頒らたり、終て折柄來岡中の兒童心理學の泰斗高島平三郎先生の「心理學上より觀たる聖日蓮の人格」に就て約一時

間半に亘る講演あり、聽衆多大の法益を得て散會せし
は午後十一時半

十日九午后八時に第二會開催、能仁師の聖語錄前回の
續きを講演、終て「日蓮と學ぶの捷徑」に就て山名木信
師の約二時間に亘る演説あり、最終に『現代は文書傳
道と言論布教と何れを先にすべきや』の論題に就き討
議し甲論乙駁會場大に賑しが、結局言論派の勝利に歸
したり、聽衆六十名午後十一時散會

▲顯本法華宗婦人會 九月七日午後八時婦人會開催
會衆百餘名、大野小長、佐々木賢子兩娘の祖書朗讀あり、終に
女性の長所

法話あり散會 午後十時

▲佛教演説會 當地篤信會の例月開催せる佛教演説會
は、去る十七日午後八時開會、次の演題に就き諸師各
得意の雄辯を揮はれたり、法雨に浴せし聽衆二百餘
名

聖日蓮の人生觀
清信なる信仰

三事相應之信

▲婦人教育會 御津郡鹿田村私立婦人教育會にては、
去る十二日間本行寺住職能仁事一師を聘し、「佛の教ゆ
る女の道」と云ふ演題にて一場の法話を聞きたり

●東金本漸寺之大法會 第八教區東金町本漸寺は、
去る明治三十五年九月暴風雨之際、境内を圍繞せる上

地森林、殆ど全部折倒し、當時の住職は爲めに種々行
違ひを生じ、堂塔は漸次破損し、寺院の財政は紊亂し
回復容易ならざる有様なりしが、信徒の懇請により、
時の宗務總監今成僧正兼務整理の任に當り、種々の方
法により、整理の端緒を開き、更に専任住職森川寛行
師を後任に推選し、と共に苦心經營、數年を経て漸く
財政を整理し、堂塔全體の大修繕を完了したければ
去る十月十八日大法會を行はしたり、今其の次第を記
せんに、本漸寺山主は勿論親近並に塔中の僧員、及び
檀信徒は二ヶ月前より準備に在奔し、既に國民新聞
千葉新聞、千葉毎日新聞等の諸新聞は、謹んで準備の
模様を掲載せし位なれば、當日の參拜者は非常ならん
と推察せしに、豫想よりも甚敷く、當日は早朝より漁
車は勿論四方の道途より押寄する群集は人波を打ち、
早や九時頃に至なれば、幾萬の信男信女は境内に滿ち、
さしも廣き堂塔境内も狹隘の感ありたり、時しも午前
十時十五分東金着の漁笛にて、管長本多大僧正猊下、
並に本漸寺先住今成僧正着せらるゝや、勇ましく洋樂
は四方に起り、赤羽日揮、木村乾中等の諸師、並に前
嶋治兵衛、石井貫一、能勢士岐太郎、小川種吉、杉谷
彌左衛門等の總代人は禮服にて出迎へ、直に數十の陣
にて徐々本漸寺に御着ありければ、山主は勿論第八教
區管事白井僧都、西福寺住職山岡僧正、本行寺住職中
村僧都、其他の諸師檀家重立は門前に整列し御迎へ申
し上げ、貌下方丈に御安坐の報によりて、法要掛主任

第八教區布教師横山會章博士は法要式を定め、合國の鳴鐘により僧員は一着正服を着し、菱々たる太鼓にて總代人、山主の先頭にて、刹曉たる音楽によりて本堂に至り、大道師管長猊下、側導師前管長錦織大僧正、並に今成僧正、別席には西福寺住職山岡僧正着席せらるゝや、續て八教區僧員諸師法縁の諸師と着席せられ三寶禮勸請ありて山主は左の式辭を朗讀せらる

卷之三

テ同夢山願成就寺ト稱シ、七堂仰藍ノ大寺ナリキ、後チ田間村ノ隣境金谷ニ移リ巨德山本漸寺ト改稱ス時ニ相州小田原ノ城主北條氏直ノ旗下、酒井伯耆守定隆、長享年中ニ土氣城主トナリテヨリ、數年ヲ過

維時明治四十二年十月十八日

南無妙法蓮華經

シ、信仰最モ厚ク、人皇百四代後柏原天皇ノ文龜年間、途ニ域ノ一部ヲ割キ、東西八十五間南北八十間ヲ寺境淨地トシ、寺號ヲ鳳凰山本漸寺トシ、塔中數十ヲ設ケ、崇敬至ラザルナカラキ、是レ實ニ當山ノアル所由ニシテ、今ヲ去ルコト四百八年前ナリ、桃園天皇ノ寶曆五年冬十二月火災ノ厄ニ遇ヒ、堂塔全部鳥有ニ歸シタリシモ、徳川家ヨリ三十石ノ朱印ヲ賜フアリ、一ハ信徒ノ信仰深厚ニヨリ、直ニ現今ノ本堂客殿、其他ノ堂宇ヲ再建シタリキ、尙徳川家康公ハ本漸寺東隣ニ宿營ヲ造リ、慶長十九年始メテ

朗讀したり

鳳凰山三十二世 本熙院曰修
次に能勢土岐太郎氏は檀家一統を代表し、左の祝詞を
朗讀したり

日乗ノ雨師等博識ヲ以テ世々高名ナリ、本山ハ檀家五百餘戸ヲ有シ、上總ノ所謂七里法華中ノ一本山ニメ、幕府ハ特ニ三十石ノ御朱印ヲ賜ハリシモ、明治維新一般ノ例ニ依リ上地トナリ了レリ、去レド有名ナル三本杉ハ巍然トメ空ニ聳エ、九十九里灣頭漁家ノ標的ト爲リ、尙本山境内ヲ圍繞セル森林ハ蔚鬱タル老杉枝ヲ交ヘテ繁リ、神氣爽然人ヲシテ轉々崇仰ノ念ヲ起サシメキ

時ナルカナ、明治三十五年九月廿八日古今未曾有ノ暴風ハ猛威ヲ逞フシテ、本寺清境内外ノ巨樹ヲ倒シ、三本ノ神木亦其厄ニ遭ヘリ、此ノ天災ハ單ニ樹木ノ害ニ止マラズ、不幸ニシテ本寺衰運ニ傾カントセリ、茲ニ於テ先住今戒乾隨師、先ツ改革ノ緒ヲ開キ、現住森川寛行師其後ヲ受ケテ苦心慘憺能ク事ニ從ヒ、孜々トノ倦マザル茲ニ三年、本山ヲノ終ニ氣運恢復ノ曙光ヲ見ルニ至ラシメタルハ「檀家」同ノ歡喜措カサル所、則チ本山再興ノ祝事トシテ、本月本日大信正本多管長貌下及地方寺院ノ諸師ヲ招待シテ、該大法會ヲ執行スル所以ナリ、茲ニ謹テ之レヲ祝ス

覽アラセ給ヘ

覽アラセ給ヘ

其より嚴肅なる法要ありて、管長猊下は諷誦文を言上せらる
本満寺檀家一同 敬白

帝國ノ美國ヲ獎勵シ東洋道義ノ精華ヲ發揮スルヲ見
ル佛教ハ、報恩ノ主義ヲ掲ゲテ道義ヲ導キ克ク君ニ
忠ニ克ク父母ニ孝ナルベキヲ教へ、又衆生恩ノ上ニ
ハ社會ノ調和ヲ示シ、三寶恩ノ上ニハ高遠ナル理想
ヲ與ヘ、斯クテ家庭中心ヨリセバ父母ノ恩ニ於ケル
孝ヲ守リ、國家中心ヨリセバ國王ノ恩ニ於ケル忠ヲ
守リ、社會中心ヨリセバ衆生ノ恩ニ於ケル調和ト公
益トニ盡シ、宇宙中心ヨリセバ三寶ノ恩ニ於ケル信
仰ト護法トニ盡スベキヲ教ヘ給ヒヌ、斯クノ如ク之
レヲ貫クニ一ノ報恩ノ主義ヲ以テシテ、之ヲ施ス
ニハ家庭ト國家ト社會ト宇宙トニ亘リテ適當ナル道
義ヲ實踐セシム、誰カ其ノ周足圓滿ニシテ應用自在
ナル活宗教ニ服セザランヤ、而シテ本日ノ法會ハ能

於て最も莊重にして且つ感最ある大佛事を慶讃するこ
とを得たり、之が席末を汚したる記者は、萬腔の法悅
に住して聊か概況を報せん
是より先き主任教區なる第三區に於ては副總務石橋、
井上兩師、及準備員秋葉、渡邊、大津、飯塚、大川、
三須、前田の諸員一ヶ月以前より殆んど寝食を忘れて
準備の奔走怠りなく日夜苦心を重ねたるも、第一回大
網連照寺第二回濱野本行寺の大法會の如く豊富なる財
力と恰好なる便宜とを有せず、加ふるに準備員等皆此
方面に於ける経験を有せず、徒らに全力を傾注して焦
慮するのみなりしが、佛天の加護はかかるる熱誠を嘉み
し玉ひけん、眞に望外の大盛典を擧げ満山の四衆悉く
大歎喜を以て充たされ、法運の萬歳を謳歌したり、あ
い是やがて七里法華發展史上の數頁に陸睡たる光影を
放つの大慶事にあらずや、準備員、及び長圓寺主の法
縁今井真恵氏は、二十六日より會場に詰切り諸般の準
備に着手し、其間道路布敷の一隊を茂原、廳南、内田、
町も所狭さを感じたり、當日は午後四時より白井僧都
の唱導節の下に大衆一同天童音樂相和して、御寶前に
四方雲來の隨喜參詣者陸續として來り、さしもの長南
鶴舞方面に派出して大法會の開催、顯本法華宗管長貌
も夜に入りては渡邊布教師監督の下に堂内參詣の群衆

ク此ノ四恩報答ノ意ヲ示セルモノカ、宗開祖先聖ノ
報恩ハ則チ是レ三寶ノ恩ニ酬ユルナリ、檀信徒ノ祖
先ノ苦提ヲ弔フハ家庭道德トシテノ父母ノ恩ニ酬ユ
ルナリ、有縁無縁ノ萬靈ヲ弔フハ衆生ノ恩ヲ思ヘバ
ナリ、盡忠報國ノ士ヲ弔フハ國家道德トシテ國王ノ
恩ト皇國ノ恩トヲ思ヒ我等ニ代ツラ大義ニ徇セルヲ
感謝スルナリ

仰ギ頗クハ 本門常住ノ三寶大慈懲念ヲ垂レテ法會
ノ志趣四恩報答ノ誠意ヲ納受シ給へ、更ニ希クハ生
ケル國民ノ上ニ四恩報答ノ實現セラレ、法輪ハ常ニ
轉ジ、帝國ハ愈々榮へ、家庭ハ益々齊ヒ、幸多キ世
ハ來リテ、所謂世ハ義農ノ代トナリ吹風枝ヲナラサ
ズ雨壤ヲクダカズシラ、速ニ立正安國ノ曉ニ達セン
コトヲ

南無妙法蓮華經

于時明治四十一年十月十八日

顯本法華宗管長

總本山妙滿寺貢首 大僧正 日生 稽首稽首
法式終り樂人還樂を奏するや、東金町の消防係は、力
限り金棒の音すさまじく、僅かに人垣を開き、大導師
始め僧員一同大塔婆の前にて、塔婆供養の式を終り、
方丈に入るや、兼て高橋女學校の插花部主任は、女生
徒を監督して生花を陳列し、尙一舉宗匠は多くの門下
と共に同じく生花所を飾りたる場所は展覽を許し、角
力・獅子舞等の餘興一時に興り、食堂開かれ、委員の

繁忙も目まわるとは形容ならず、眞に實現せしも何等
の支障なく能く行届きたり、本堂に至れば更に佛恩
に浴せんとの男女充滿せる中に、山主は開會の辭を述
べ、續て演説は始まりぬ

千葉縣の信者 咸皆懷戀慕

御親教 今成乾隨師 管長貌下

野口、今成兩僧正の熱誠なる長廣舌は、多大の信念を
扶植せしは勿論、管長貌下の御親教に至りては、聽衆
中には從來佛教に對して誤解せし旨を告白し、懺悔す
る者あり、亦た一場の御親教にて滿足せず、引續き說
下の御説を聽法した旨、山主に申出づる者、續々
來り、山主は當日は時間の都合も有れば、今後時々御
親教を請ふべしとて、聽衆を沈靜せしめし位なれば、
當日御親教の威化は實に偉大なりし
夜に入るや、大野傳兵衛氏の特に寄附せられたる東京
電氣館、三友館、新聲館より出張せる最新式活動寫眞
技師は午後六時より活動寫眞を始むるや、更に人出を
増し殆ど境内と云ひ山林と云ひ、人を以て埋まり、六
尺平方の空地は容易に見出すを得ず、人々立往生の姿
にて漸く夜半頃にして人々も減ぜし盛況にして實に稀
れなる盛儀なりき

●千葉縣大法會 豫て記せし如く縣下聯合第三回大法
會は、十月廿九、三十、三十一の三日間、七里法華の
最南端にして、而も各宗環視の内なる廳南町長圓寺に

に對し大梵音の獅子吼を鳴らし多大の法益を與へられ
一面秋葉布教師監督の下に町内各所に道路布敷の一隊
を送り玄題旗堂々として談論風發、手に手に道路布敷
と標せし提燈を携へたる威儀ある容姿には、有名なる
三途台を有せる長南の僧俗をして一種無限の感化を與
へたるものゝ如し、明くれば三十日、中日なるを以て
豫て招待狀を發し置きたる總本山信徒總代、舊千部施
主、郡長、警察署長、新聞記者、町長、役場吏員、學
校職員、各宗僧員等追次參集し、大川日教、栗原日灌
兩氏は、管長貌下出迎として茂原に出張し、亦數十名
の樂隊一行を先登とし、副總務己下準備員一統、檀家
總代、及地方信徒より成れる假裝隊の一行、各花笠玄
題旗を擁して十數町の町端に出迎ひたり、午前十時を
報する頃一發の烟火中天に轟くと共に、管長貌下には
栗原日灌氏を先驅とし、本山部長野口僧正、宗會議長
今成僧正、中村僧都を隨へ總本山貢首の正裝にて威容
嚴肅腕車を驅て御旅館耗屋に御到着あらせられたり、
この御到着を拜觀せんとして町内十數町の間兩側堵て
なし群衆の雜圍甚だしからしも、僅かに警官の制止に
て事なきを得たり、午後一時第一第二の警鐘を以て旅
館耗屋より一行練出だせり、第一信徒假裝隊の送題目
と共に警蹕の金棒引、樂隊、信徒檀家總代、伶人、稚
兒、中座、猊下、各教區僧員、一般參拜者、此間數町、
數十分間の光景は、全く記者が短き筆の形容する處に
あらず、之を實見せしもの互に想像するに止まり何れ

も其莊嚴なる美に打たれ、眼庭には數滴の汗を宿せしものをも見受けたり、さて本室に着せられ左の差定を以て修法は無事執行せられたり、初樂　三寶禮　受持　勸誦　讀誦　咒讚　中樂　稚兒捧花問答　燒香　貌下詠誦　式辭　弔詞　散華　宴揚　行道　題目　回向　受持　三歸禮　退樂　已上
夜に入りては、十數年前四個格言問題に結縁し置きたる管長貌下の御親教を拜聽せんとして、堂の内外立錐の餘地なき迄に充満せり、滿場の宗教的欲求を受けたる貌下の御演説は、沿々數時間、近來當地に於ける未曾有の法益を與へられ、夫より野口、今成兩僧正、及び各教區布教師の演説あり、更らに引續て中村僧都の主幹せる幻燈布教は開始せられ、特に貌下及野口僧正の説明をも拜聽するを得たり、今左に兩夜の演題及辨士を紹介せん

開會の詳
信傳論
但經に任すべじ
感謝の誤
世界をして解たらしめよ
慶日惡の人生觀
迷信破壞論
不敢輕慢
佛教の靈氣
人生の行路
法華經的文學の鼓吹
佛教とは何ぞや

渡邊道乾　航師
小竹俊後　篠師
倉上義徹　篠師
今井日敬　大川日教
秋葉日慶　大津賢淳
横山會草師　島泰行師
白井勇次郎氏

人格の造論
我深敬汝等
教濟論
人たるの價值
我亦爲世父
唯我獨尊

千葉縣觀
三力の開闢
御觀教

幻燈布教　中村乾信、夏目智誓、木村乾中、伊藤寶

幻樹、成島泰行の諸師

野口僧正、管長貌下
池澤暉玄師

道路布教　秋葉日庚、大津賢淳、成島泰行、横山會

章、秋葉純一、大川日教、國分顯有の諸師

三十一日は、朝來風雨甚しく一般參詣者及各教區僧員諸師の歸路に困難を感じしは甚だ遺憾なりと、されば塔婆供養は、三教區寺院住職一同にて勤め、茲に大法會の決了を奉告し終れり、かくして三日間の虚空海會を茲に移し奉りて無事に佛事を慶讚したるは、一同の深く感謝する處なり。かくの如き至誠の信念を以て捧げたる法味は、佛祖三寶も必ず納受し玉はん。而して其大慈悲の御手は、七里法華有緣の諸靈、教學財團基金施主所志の諸靈、日露戰役戰死病沒の忠魂に垂れて捧げたる法益を與へ、法會慶讚の功德は二世の大願を成せんか、吾等の至福何物か之れに過ぎん。終りに望み此大法會に隨喜參列せられたる各教區僧員、及び諸種

諸種の方面より賛助を與へられたる諸氏の芳名を列記して感謝の誠意を表せん(月翠記)

中村乾信　今井日省　吉田純賀　梅澤天純
森川会殿　成島泰行　神田日亮　齊藤立靜
伊藤寶樹　齊藤義監　金賀學信　秋葉純一
草柳榮玉　稻葉智易　渡邊支雅　石井日設　小竹俊雄　池澤暉玄
崎日蓮　赤羽日揮　三上義徹　船澤曉溫　久松光道　鎌嶋慈鳳
白井日昇　森川寛行　横山會草　今井武惠
鶴賀寺院　夏日智晉　井上容受
石崎地題　井上日沖　渡邊乾軒　栗原日漣　大津賢淳　大川日教
田中信　木村乾中　三須教英　河野見中　宇津木立英　門倉立要
平法順　稻子禮義　飯振志善　國分顯有　竹内顯頼　古口時叔　岡元
教一　秋葉・虎
白元勇次郎　林多喜一郎　長圓寺聖家總代人
糸原謙原寺主　長南三達齋主　梶木日種　糸原啓門

●大網佛教婦人會の近況　我宗本山部長僧正野口日主師指導の下に成る千葉縣山武郡大網町の佛教婦人會は、創立日浅きにも拘はらず流石七里法華の中権元宮谷檀林を置かれし土地大ありて、信仰の美風今尚ほ衰へざると、野口僧正の感化能く及ぶが爲め、會運の進展著しく會員數も己に四百名を算ふるに至り、而て時々高僧知識を請じて知徳の研磨に力めるゝ等、活動の狀頗る見るべきあるは、かねて聞けりし所なるが、時しか霽れ定刻午後一時には四百の會員悉く出揃ひた本月六日は恰も創立滿壹週年に相當せるを以て、同地遠照寺に於て之れが紀念大會を開き、併て園遊會を催されたり、今其概況を記さんに、當日は朝來の降雨何

り、さて會場の入口には綠門を設け國旗を交叉し、庭園には紅白の吹流し高く天空に舞ひ、七軒の店舗は各自意匠を凝らして裝飾を施されたり、其趣向は佛界に擬へ花の天上界を周覽するの仕組にて、摸擬店の名稱は、第一部を四天店(店は天に通じ)とし「圓子屋」、次は耶摩店の「しがらき」、次は兜率店の「田樂屋」、次は忉利店の「甘酒及壽し屋」、次は化陀店の「柿密招」、次は化樂店の「煎餅」、次は那舍店の「菓子」屋等にて、美麗の中自ら教説の伏線あり、一瞥して其趣向の尋常の撰にあらざるを思はしめたり、又式場周圍には幟幕を張り詰め、中鹿氏の書畫幅、並に當地に於ける遠州流宗匠森氏一門の挿花、及板倉守村諸氏の盆栽等、何れも秀逸の雅品を以て檻上を飾られたるは、實に高尚優美の極致にてありき、撫て午後二時野口僧正は、會員靜座の中數名の僧員を隨へ賓前に起立して恭く新念の文を讀誦し、次て一席の法話あり、次に來賓の祝詞演説あり、之れにて式を了へ、直ちに園遊會を開きしに、生憎一旦霽れたる天空は復び雨を降したれば、折角の準備に取りては大打撃なりと思ひきや、會衆は反て元氣を加へ來り、口々に之れ正に佛陀の慈雨なり眞に好紀念なりとて、一同愜色滿面の光景を呈せしは感服の外なかりき、此間役員は紅地に白の櫻と女郎花とを染抜いたる襷、前垂を掛け、八十に近き老嫗と二十前後の令嬢と打交り各賣店に分れて立働かれ、其動作の如何にも敏活にして而かも温雅の風に富めりしは貴賓に耐

木佛具

木像販賣

佛畫表具の元祖

各宗御寺院御入

用品一切何にて

多少に不限御

文御付らるべ
注文御付らるべ
し佛書は申すに
不及御肖像書専

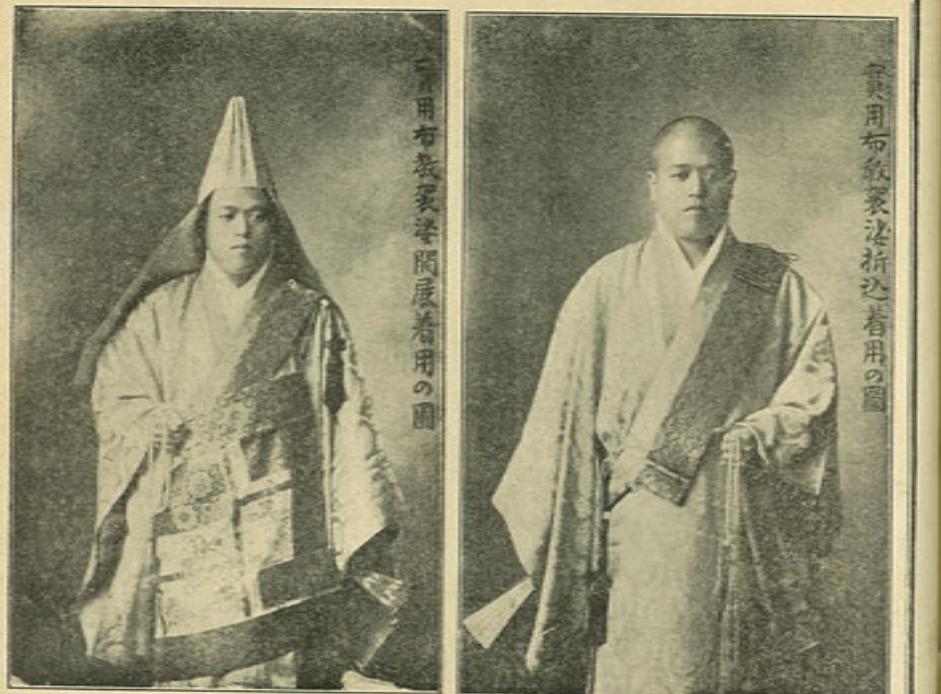
門 木魚位牌卸小賣

(印) 堂 法 三



小包條例附 郵券四錢箇 注意

郵書佛具佛像位牌木魚其種類品有之候を以て
目錄書と作製致置候に付御入用の諸君は郵券四錢御送
價付被下候はト迅速進呈仕候此の目錄御用ゐになれば寺
様方の御入用品一切の買物同程遠方ても座ながら安
値にて買はれ升其の正札附の品は左の通り
付院書と記載する能はず依て特に佛書正價附發賣



實用布教袈裟疊折込着用の圖

上以更處を損するの嫌ひありて、實用上甚た遺憾に存し居り候を
古來より居し奉大貴門有裏御堂、御行法要何れの場合は、
一體裁は頗る高尚優美なり。其簡便なる爲め旅行用布教用等に稱揚せら
上より候に共益々御盛榮奉大貲候、毎度御引立を蒙り
疊み込み取り揃げ共開閉自在なり。其簡便なる爲め旅行用布教用等に稱揚せら
布教袈裟の特色。

實用布教袈裟

實用布教袈裟の特色。
實用布教袈裟の特徴。
實用布教袈裟の特徴。
實用布教袈裟の特徴。
實用布教袈裟の特徴。
實用布教袈裟の特徴。
實用布教袈裟の特徴。

一發行期日 每月一回 十五日

一誌 料

一冊金六錢、十二冊前金六十五錢

郵券代用は割増、但五厘切手を可とす

一頁拾圓、半頁六圓、四分ノ一頁三圓

五十錢、特別廣告十五圓ヨリ二十五

誌則

毎月一回

十五日

一購讀申込
一代金拂込

一廣告料

郵券代用は割増、但五厘切手を可とす

一頁拾圓、半頁六圓、四分ノ一頁三圓

五十錢、特別廣告十五圓ヨリ二十五

三法堂 諸發賣日錄(正價付)

三法堂 藤原
陳田 列總 所治
三法堂 二七八三番、振管附合營運二〇七二

明治四十一年十一月十五日印刷發行

發行人 井村根日咸

編

印

刷

人

木

根

東

澤

活

版

所

(振替賄金番號二二一九)

發行所 總一團

東京府荏原郡品川町大字南品川宿四百十二番地

團

住所氏名を楷書にて認められたし
振替貯金を使とす、拂込用紙は最寄
郵便局より受取られだし、但し此の
場合は誌料の外に金二錢を振替口座
手數料として餘分に拂込ありたし
圓マデ

同

御用達

東京市下谷區南稻荷町四番地
京都市三条通烏丸東入ル町
電話七百三拾五番

宗門各御本山
瑞龍寺御門跡御用達

草木伊助本店
草木伊助本店

同

日本書院

草木鳥獸支那

真之子立會社

日本書院

大英圖書出版社

八百

寶田

大英圖書出版社

八百

統一

一

第一百六十六號

明治三十一年二月廿四日 第三種郵便物認可
明治四十一年十一月十五日發行 第一號一百六十五號
明治三十年二月二十四日 第三種郵便物認可
明治四十一年十二月十五日(每月一回十五日)發行

(每月一回)